



# 山形県公報

平成17年4月1日(金)

号 外(16)

## 目 次

### 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)... 1  
 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則.....( 同 )...17

### 訓 令

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令.....( 同 )...18  
 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令.....( 同 )...19

## 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第35号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2款 課の分掌事務」を「第2款 課室の分掌事務」に、「文化環境部各課」を「文化環境部各課室」

「第3款 農業試験場

第4款 砂丘地農業試験場

に、第5款 園芸試験場

第6款 養豚試験場

第7款 農業研究研修センター」

一」を「第2款 削除」に改める。

第9条の見出し中「課」を「課・室」に改め、同条第1項中「課を」を「課及び室を」に、「課に」を「課及び

室に」に改め、同項の表中 「 課 名 」 を 「 課・室名 」 に改め、同表総務部の項中

人 事 課	庶務係、組織管理係、人事管理係、給与管理係
新行財政システム推進課	

を

改 革 推 進 課	
人 事 課	庶務係、組織管理係、人事管理係、給与管理係

に改め、「福祉係、年金係」、「県有

財産管理係」、「課税係」及び「税務電算係」を削り、同表文化環境部の項中

環境保護課	温泉保全係
-------	-------

を

環境保護課	温泉保全係
女性青少年政策室	

に改め、同表健康福祉部の項中「、経理

係、地域福祉係、医務係」を削り、「高齢企画係、在宅保健福祉係、施設保健福祉係、国保指導係」を「高齢福祉係」に改め、「、保育育成係」、「、身体障害福祉係、知的障害福祉係、精神保健福祉係」、「、難病対策係」、「、感染症予防係」及び「、生活衛生係」を削り、同表商工労働観光部の項中「、金融係、鉱政係」、「、計量係」及び

「、技術振興係」を削り、「商業振興課」を「商業経済交流課」に改め、同表農林水産部の項中「、総合

農政係、農地調整係」、「、流通企画係」、「、地産地消推進係、水産振興係」、「、研究調整係」、「、農村振興計画係、施設整備計画係」、「、農村総合整備係」及び「、経理係、林政企画係」を削り、同表土木部の項中「、公営住宅管理係、公営住宅建設係」を削り、同条第2項の表中

食品安全対策課	食品衛生係、水道事業係
消防防災課	防災係、消防係、保安係、消防防災航空隊

を

食品安全対策課	
総合防災課	消防防災航空隊

に改め、同条第4項の表総務課の項中

報道係	
-----	--

を

--	--

に改め、同表文化振興課の項中

男女共同参画室
---------

を

県民活動推進室
---------

に改め、同表中

雇用対策室	雇用対策係
地域営農振興室	担い手育成係、経営指導係
団体検査指導室	団体指導係
畜産室	畜産振興係
安全農産物生産室	生産環境係、植物防疫係
畑作園芸振興室	農地整備計画係、農地整備係

を

雇用対策室	
地域営農振興室	
団体検査指導室	
畜産室	
エコ農業推進室	エコ農業推進係
畑作園芸振興室	

に改め、同表管理課の項中

「財産管理係」を

「」に改める。

「第2款 課の分掌事務」を「第2款 課室の分掌事務」に改める。

第13条第1項第1号に次のように加える。

ソ 改革推進課の庶務に関する事

第13条第1項第3号を削り、同項第2号八中「及び定数、」を「、定数及び」に改め、同号中ルを削り、ヲをルとし、ワをヲとし、カをワとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 改革推進課

- イ 行財政改革の推進に関する事
- ロ 第三者の視点による評価に関する事
- ハ 行政評価に関する事
- ニ 職員の意識改革に関する事
- ホ 地方分権の推進に関する事
- ヘ 総合支庁に係る総合調整に関する事
- ト 外部監査契約の締結に関する事
- チ 処分、行政指導及び届出の手續に関する事
- リ 県政に関する情報の公開に関する事
- ヌ 個人情報の保護に関する事
- ル 行政資料の整備及び活用に関する事
- ヲ 知事の資産等の公開に関する事

第13条第1項第6号ト中「(病院に係るものを除く。)」を削り、同項第9号中ロ及びハを削り、ニをロとし、ホを削り、ヘをハとし、トをニとし、チを削り、リをホとし、ヌをヘとし、同号ル中「消防防災課」を「総合防災課」に改め、同号中ルをトとし、ヲをチとし、ワをリとし、同号カ中「消防防災課」を「総合防災課」に改め、同号中カをヌとし、同項第10号中トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニをヘとし、ヘの前に次のように加える。

ホ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する事

第13条第1項第10号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 食品安全対策の総合企画、調整及び推進に関する事

第13条第1項第11号中「消防防災課」を「総合防災課」に改め、同号ホ中「に係る防災関係情報の収集及び消防防災関係機関との連絡」を削る。

「第2目 文化環境部各課の分掌事務」を「第2目 文化環境部各課室の分掌事務」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項中「文化環境部各課」を「文化環境部各課室」に改め、同項第1号ヌを次のように改める。

ヌ 女性青少年政策室の庶務に関する事

第14条第1項第1号中ル及びヲを削り、ワをルとし、カをヲとし、同号ヨ中「、国際交流センター及び男女共同参画センター」を「及び国際交流センター」に改め、同号中ヨをワとし、同号タ中「部内他課」を「部内他課室」に改め、同号中タをカとし、同項第3号口中「新エネルギー」を「エネルギー対策」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 女性青少年政策室

- イ 女性に関する施策の総合調整及び推進に関すること
- ロ 男女共同参画社会の形成に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること
- ハ 少子化対策の総合企画、調整及び推進に関すること
- ニ 青少年育成の総合企画、調整及び推進に関すること
- ホ 青少年の非行防止及び事故防止に関すること
- ヘ 男女共同参画センターの管理に関すること

第14条第2項中「前項第1号ホ」を「前項第1号ハ及びニに掲げる事務は県民活動推進室で、同号ホ」に改め、「、同号ヌからヲに掲げる事務は男女共同参画室で」を削る。

第15条第1項第3号中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、同項第5号リ中「及び調理師」を削り、同号レ中「製菓衛生師」を「製菓衛生師及び調理師」に改める。

第16条第1項第1号ネ中「商業振興課」を「商業経済交流課」に改め、同項第3号中「商業振興課」を「商業経済交流課」に改め、同号中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

- ロ 経済交流の促進に関すること

第16条第1項第3号に次のように加える。

- ワ 県産品の品質及び価値の向上に関すること

第16条第1項第5号ハ中「労働福祉」を「労働者福祉の向上」に改め、同号中ニを削り、同号ホ中「に対する指導」を削り、同号中ホをニとし、ヘをホとし、トをへとし、チを削り、リをトとし、ヌをチとし、ルをリとし、ヲをヌとし、ワをルとし、同条第2項中「同項第5号ヲ」を「同項第5号ヌ」に改める。

第17条第1項第1号ニ中「農業振興地域の整備」を「担い手の経営発展支援」に改め、同号ト中「農山漁村の農林漁業振興対策」を「集落営農の推進」に改め、同号中ヌからワまでを次のように改める。

- ヌ 園芸作物及び特用作物の加工利用に関すること
- ル 農業者の育成指導及び新規就農の促進に関すること
- ヲ 中山間地域等直接支払制度に関すること
- ワ 農業構造の確立に関すること

第17条第1項第1号中ソをツとし、レをソとし、タをレとし、同号ヨ中「庄内地域をその地区とする組合で」を削り、同号中ヨをタとし、カをヨとし、ワの次に次のように加える。

- カ 中山間地域の農業農村基盤整備に関すること

第17条第1項第2号チ中「園芸作物、特用作物及び」を削り、同項第3号イ中「改良普及」を「普及指導」に改め、同号口中「農山漁村生活の改善」を「農村資源の活用」に改め、同号ワ中「農業試験場、砂丘地農業試験場、園芸試験場、養豚試験場、農業研究研修センター」を「農業総合研究センター」に改め、同項第4号ニを削り、同号ホ中「土地改良財産(開拓地に係るものを除く。)」を「国有農地、開拓財産及び土地改良財産」に改め、同号中ホをニとし、ヘをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、チの次に次のように加える。

- リ 経営体育成基盤整備事業に関すること

第17条第1項第4号ラ中「、経営体育成基盤整備事業」を削り、同号中ヰを削り、ノをヰとし、オをノとし、同項第5号ホ中「改良普及」を「普及指導」に改め、同条第2項中「前項第1号ハ、ニ、ト及びヌからワまで」を「前項第1号ロからトまで及びルからカまで」に、「同号カ及びヨ」を「同号ヨ及びタ」に、「安全農産物生産室」を「エコ農業推進室」に改める。

第18条第1項第3号中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

- ニ 市街地再開発事業に関すること(建築住宅課で所掌するものを除く。)

第18条第1項第6号ヘ中「関すること」を「関すること(国土交通省住宅局所管事業に係るものに限る。)」に改め、同号ワ中「がけ地近接危険住宅等」を「がけ地近接等危険住宅」に改め、同条第2項中「同項第3号チからルまで」を「同項第3号リからヲまで」に改める。

第31条第 1 項の表村山総合支庁の項中 「

県民生活係
-------

」 を 「

--

」 に改

め、「

--

、審査係、出納係」を削り、「

--

、

--

」を「

--

」に、

廃棄物対策係、環境保全係
--------------

 及び

「

検査係
-----

」 を 「

--

」 に改め、「

--

、乳肉衛生管理係、営業衛生係」

及び「

--

、健康増進係」を削り、

産業経済総務課
---------

 を 

産業企画課
-------

 に、

農業振興課	地域農政係、農地調整係、農産振興係、園芸振興係、畜産振興係	を
農業普及課		

農業振興課		に、
農業技術普及課		

「

農地整備係
-------

」 を 「

--

」 に改め、「

--

、林政係、」を削り、

「

西村山農業普及課
----------

」 を 「

西村山農業技術普及課
------------

」 に、

「

工務係
-----

」 を 「

--

」 に、

「

北村山農業普及課
----------

」 を 「

北村山農業技術普及課
------------

」 に、

「

施設整備係
-------

」 を 「

--

」 に、

審査指導係	を		に改め、同表最上総合支庁の項中
ダム管理係			
経理係、行政係、建築住宅係		経理係、行政係	

「

県民生活係
-------

」 を 「

--

」 に改め、「

--

、医薬事係」を削り、

「

保健支援係、感染症予防・健康増進係
-------------------

」 を 「

--

」 に、

「産業経済総務課」を「産業企画課」に、

「農業振興課 地域農政係、農産園芸係、畜産振興係」  
「農業普及課」を

「農業振興課」  
「農業技術普及課」に改め、「工務係」を削り、

「林政係、治山係」及び「審査指導係」を「」に改め、

同表置賜総合支庁の項中「県民生活係」を「」に改め、「廃棄物対  
策係、」及び「医薬事係」を削り、「検査係」を「」に改め、

「乳肉衛生管理係、営業衛生係」を削り、「保健支援係、精神保健福祉係、  
感染症予防係、健康増進係」を

「」に、

産業経済総務課	総務係		を
商工労働観光課	商工振興係、観光振興係、 雇用労政係		
農業振興課	農産園芸係、畜産振興係		
農業普及課	庶務係	東置賜郡高畠町	
産地研究課	庶務係	南陽市	

産業企画課	総務係		に、
商工労働観光課			
農業振興課			
農業技術普及課	庶務係	東置賜郡高畠町	

「指導係、計画係」を「計画係」に、

「農地整備係  
林政係、治山係」を「」に、「西置賜農業普及課」を  
「西置賜農業技術普及課」に、「林道係」及び「審査指導係」を  
「」に改め、「建築住宅係」を削り、同表庄内総合支庁の項中「総務係、管理係」

を「総務係」に、「県民生活係」を「」に改め、「医薬事係」を  
削り、「食品衛生係、乳肉衛生管理  
係、営業衛生係  
保健支援係、精神保健福祉係、  
感染症予防係、健康増進係」を「」に、

「廃棄物対策係、環境保全係」を「」に、

産業経済総務課	総務係	を
商工労働観光課	商工振興係、観光振興係、雇用労政係	
農業振興課	農産振興係、園芸振興係、畜産振興係	
農業普及課	庶務係	
酒田農業普及課	庶務係	
農村計画課	指導係、農道係	

産業企画課	総務係	に改め、「用地換地係、農地整備
商工労働観光課		
農業振興課		
農業技術普及課	庶務係	
酒田農業技術普及課	庶務係	
農村計画課	農道係	

係」、「施設整備係、農地整備係」及び「振興普及係、漁業調整係」を削り、「林政係、森林管理係」

及び「

--

 審査指導係」を「

--

」に改め、「、港湾企画調査係、港湾工事係」

及び「、電気係」を削り、同条第2項中「あるもの」を、「あるもの及び第4項に規定するもの」に改め、同条第3項を削り、同条第4項の表村山総合支庁の項中

保健企画課	医薬事室	医薬事係	を
産業経済総務課	産業企画室		

保健企画課	医薬事室		に改め、同表最上総合支庁の項中
農業技術普及課	産地研究室	庶務係	

産業経済総務課	産業企画室		を
---------	-------	--	---

農業技術普及課	産地研究室	庶務係	に改め、同表中
---------	-------	-----	---------

	産業経済部	産業経済総務課	産業企画室		を		
	庄内総合支庁	総務企画部	総務課			出納室	審査係、出納係
			企画振興課			公益のふるさと 創り推進室	
	産業経済部	産業経済総務課	産業企画室				

	産業経済部	農業技術普及課	産地研究室	庶務係		
	庄内総合支庁	総務企画部	総務課	出納室		
			産業経済部	農業技術普及課		産地研究室

改め、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、第3項の課内室のうち村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室を寒河江市に、最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室を新庄市に、置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室を南陽市に、庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室を酒田市にそれぞれ置く。  
第33条第3号ノを削る。

第35条第1項第1号中「産業経済総務課」を「産業企画課」に改め、同項第2号ヲ中「労働福祉」を「労働者福祉の向上」に改め、同号ヲ中「労務改善の指導」を「労務管理の改善」に改め、同号中ヨを削り、タをヨとし、レをタとし、ソをレとし、ツをソとし、同項第3号ハ中「農業振興地域の整備」を「担い手の経営発展支援」に改め、同号ヲ中「改善」を「確立」に改め、同号ヲ中「農山漁村の農林漁業振興対策」を「集落営農」に改め、同号中ツをナとし、ソをネとし、レをツとし、タをソとし、ヨをレとし、カをタとし、ワの次に次のように加える。

カ 中山間地域等直接支払制度に関すること

ヨ 中山間地域の農業農村基盤整備に関すること

第35条第1項第3号に次のように加える。



ラ 水産業協同組合に関すること(庄内総合支庁を除く。)

第35条第1項第4号を次のように改める。

(4) 農業技術普及課、西村山農業技術普及課、北村山農業技術普及課、西置賜農業技術普及課及び酒田農業技術普及課

イ 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第12条第1項に規定する普及指導センターがつかさどる同条第2項各号に掲げる事務に関すること

ロ 農業技術の普及指導に係る企画及び調整並びに管内の広域的な普及活動の推進に関すること(農業技術普及課に限る。)

ハ 園芸作物の産地化に関する試験研究及び調査に関すること(農業技術普及課に限る。)

第35条第1項第5号を削り、同項第6号イ中「第35条第1項第9号タ並びに第36条第6号イ」を「第8号タ並びに次条第6号イ」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号へ中「第36条第6号イ」を「次条第6号イ」に、「第35条第1項第9号タ」を「第8号タ」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号ホ中「改良普及」を「普及指導」に改め、同号チ中「小型船舶の船籍及び」を「小型漁船の」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号ニ中「改良普及」を「普及指導」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とし、同条第2項を削る。

第36条第2号イ及びロ中「道路課、道路計画課、北村山道路計画課、」を削り、同号中チをリとし、トをチとし、へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 国土開発幹線自動車道に係る土地等の取得、補償及び登記に関すること(北村山用地課、置賜総合支庁建設部用地課及び庄内総合支庁に限る。)

第36条第3号中トをチとし、同号へ中「新都市拠点整備事業」を「新都市開発整備事業」に改め、同号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 市街地再開発事業の指導に関すること(建築課、西村山総務建築課、北村山総務建築課、西置賜総務建築課で所掌するものを除く。)

第36条第5号イ中「第3号ハ」を「第3号ニ」に、「へ及びト」を「ト及びチ」に改め、同号ホを削り、同号へ中「北村山道路計画課及び」を削り、同号中へをホとし、同条第7号チ及び第8号ヨ中「関すること」を「関すること(都市計画課で所掌するものを除く。)」に改める。

第50条の表教務学生課の項中

「 教務係、学生係 」

を

「 教務学生係 」

に改める。

第70条の表中

「 相談係、判定係 」

及び

「 保護係 」

を

「 」に改

める。

第72条を次のように改める。

( 所務 )

第72条 児童相談所は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 市町村の児童の福祉についての相談、調査及び指導の実施に係る市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助に関すること

(2) 児童の福祉についての相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること

(3) 児童の福祉についての調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関すること

第104条中「検査第一課及び検査第二課」を「検査指導課及び試験検査課」に改める。

第127条の表中

「 生活技術部 」

を

生活技術部	酒類研究科	に改める。
-------	-------	-------

第142条を次のように改める。

(内部組織)

第142条 職業能力開発校に、庶務係、訓練課及び能力開発支援課を置く。

第3章第7節第3款から第7款までを次のように改める。

第3款 農業総合研究センター

(設置)

第150条 農業に関する試験研究及び調査を総合的に行い、本県の農業の振興に寄与するため、山形県農業総合研究センターを山形市に置く。

(所務)

第151条 農業総合研究センターは、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 農業に関する試験研究の企画及び調整に関すること
- (2) 農作物の環境保全、資源利用及び加工技術に関する試験研究及び調査に関すること
- (3) 農作物の品種改良及び生産技術に関する試験研究及び調査に関すること
- (4) 畜産に関する試験研究及び調査に関すること

(内部組織)

第152条 農業総合研究センターに次の表の左欄に掲げる課及び部を置き、当該課及び部に同表の中欄に掲げる科及び同表の右欄に掲げる係を置く。

課・部名	科名	係名
総務課		総務係
研究企画部		
農業環境研究部	作物資源開発科	
	食の安全研究科	
	環境技術開発科	
	農産加工開発科	

(試験場等)

第153条 農業総合研究センターにその事務を分掌させるため試験場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山形県農業総合研究センター農業生産技術試験場	寒河江市
山形県農業総合研究センター畜産試験場	新庄市

2 次の表の試験場の欄に掲げる試験場に、同表の支場の欄に掲げる支場並びに同表組織の欄に掲げる課、科及び係を置く。

試 験 場	支 場	組 織		位 置
		課・科名	係 名	
山形県農業総合研究センター農業生産技術試験場		総 務 課	庶 務 係	
		バ イ オ 育 種 科		
		果 樹 研 究 科		
		野 菜 花 き 研 究 科		
		園 芸 環 境 研 究 科		
	庄 内 支 場	総 務 課	庶 務 係	東 田 川 郡 藤 島 町
		水 稻 研 究 科		
山形県農業総合研究センター畜産試験場		総 務 課	庶 務 係	
		家 畜 改 良 科		
		飼 養 管 理 科		
		草 地 環 境 科		
	養 豚 支 場		庶 務 係	酒 田 市

3 前項の表に掲げる支場は、第1項の規定にかかわらず同表の位置の欄に掲げる位置に置くものとする。

(分掌事務)

第154条 農業総合研究センターの部、試験場及び支場の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 研究企画部

- イ 農業に関する試験研究の総合調整に関すること
- ロ 農業に関する産学官連携研究の推進に関すること

(2) 農業環境研究部

- イ 農業生産の改良に関する試験研究及び調査に関すること
- ロ 農作物の品種改良及び栽培管理に関する試験研究及び調査に関すること
- ハ 農作物の種苗生産及び配布に関すること
- ニ 農作物の有害動植物の発生予察並びに防除に関する試験研究及び調査に関すること
- ホ 残留農薬分析検査に関すること
- ヘ 有用菌の培養配布に関すること
- ト 土壌、肥料等に関する試験研究及び調査に関すること
- チ 肥飼料検査における成分分析に関すること
- リ 農産物の加工に関する試験研究及び調査に関すること

(3) 農業生産技術試験場

- イ 園芸の改良に関する試験研究及び調査に関すること
- ロ 園芸作物の品種改良及び栽培管理に関する試験研究及び調査に関すること
- ハ 園芸作物に関する土壌、肥料等の試験研究及び調査に関すること
- ニ 園芸作物の種苗生産及び配布に関すること

ホ 園芸作物の有害動植物の発生予察並びに防除に関する試験研究及び調査に関すること

(4) 農業生産技術試験場庄内支場

イ 水稲生産の改良に関する試験研究及び調査に関すること

ロ 水稲の品種改良及び栽培管理に関する試験研究及び調査に関すること

ハ 水稲の有害動植物の発生予察並びに防除に関する試験研究及び調査に関すること

(5) 畜産試験場

イ 畜産技術の試験研究及び調査に関すること

ロ 飼料及び草地の試験研究及び調査に関すること

ハ 畜産環境の試験研究及び調査に関すること

ニ 畜産技術の指導に関すること

ホ 家畜(豚を除く。)及び家きんの改良、繁殖、育成及び分譲並びに人工授精用精液等の配布に関すること

ヘ 家畜(豚を除く。)及び家きんの各種検定に関すること

ト 放牧草地の管理に関すること

チ 自給飼料の受託分析に関すること

(6) 畜産試験場養豚支場

イ 養豚技術の試験研究及び調査に関すること

ロ 養豚技術の指導に関すること

ハ 豚の改良、繁殖、育成及び分譲並びに人工授精用精液等の配布に関すること

ニ 豚の各種検定に関すること

第4款から第7款まで 削除

第155条から第166条まで 削除

第168条及び第169条を次のように改める。

(所務)

第168条 農業大学校は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 優れた農業後継者及び農村地域において指導的役割を担う者の養成に関すること

(2) 農業者等の研修に関すること

(3) 農業に関する情報の提供及び農業における情報化の推進に関すること

(内部組織)

第169条 農業大学校に事務局及び農業情報室を置き、事務局に次の表の左欄に掲げる課及び同表の右欄に掲げる係を置く。

課 名	係 名
総務課	庶務係

第175条第3号中「改良普及」を「普及指導」に改める。

第182条の表施設管理課の項中 「施設係、電気係」を

「」に改める。

第3章第10節第2款を次のように改める。

第2款 削除

第195条及び第196条 削除

第199条の表中「庶務担当課」を「庶務担当課室」に、

「

山形県特別職報酬等審議会	知事の諮問に応じ、議会の議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額について審議すること	人事課
--------------	--	-----

を

山形県情報公開審査会	山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)第11条の規定による不服申立てについて調査審議すること	改革推進課	に、
山形県個人情報保護運営審議会	山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第5条第2項第8号及び第3項第2号並びに第6条第1項第7号の規定による個人情報の保護に関する事項について調査審議すること		
山形県個人情報保護審査会	山形県個人情報保護条例第22条の規定による不服申立てについて調査審議すること		
山形県特別職報酬等審議会	知事の諮問に応じ、議会の議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額について審議すること	人事課	
山形県公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条の規定による審査申立てについて審査し裁定を行なうこと		を
山形県情報公開審査会	山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)第11条の規定による不服申立てについて調査審議すること	新行財政システム推進課	
山形県個人情報保護運営審議会	山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第5条第2項第8号及び第3項第2号並びに第6条第1項第7号の規定による個人情報の保護に関する事項について調査審議すること		
山形県個人情報保護審査会	山形県個人情報保護条例第22条の規定による不服申立てについて調査審議すること		
山形県公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条の規定による審査申立てについて審査し裁定を行なうこと		に、
山形県防災会議	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等との連絡調整等に関すること	消防防災課	を
山形県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合において関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整等に関すること		
山形県防災会議	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等との連絡調整等に関すること	総合防災課	に、
山形県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合において関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整等に関すること		
山形県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第37条第2項の規定による県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項について、知事の諮問に応じ審議すること及び当該重要事項に関し知事に意見を述べること		

山形県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による土地に関する権利の移転等に係る規制区域の指定等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可及び土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての知事に対する意見の陳述並びに土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する判決に関すること		
山形県青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議し、施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること並びにこれらの事項に関し、知事及び関係行政機関に対し意見を述べること	文化振興課	を
山形県青少年保護審議会	知事の諮問に応じ、有害興行、有害図書類、有害広告物及び有害特定がん具類の指定等について調査審議すること		
山形県男女共同参画審議会	男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること		

山形県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による土地に関する権利の移転等に係る規制区域の指定等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可及び土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての知事に対する意見の陳述並びに土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する判決に関すること		に、
------------	---	--	----

山形県環境影響評価審査会	山形県環境影響評価条例(平成11年7月県条例第29号)の規定による環境影響評価その他の手続に係る事項を調査審議すること		を
--------------	---	--	---

山形県環境影響評価審査会	山形県環境影響評価条例(平成11年7月県条例第29号)の規定による環境影響評価その他の手続に係る事項を調査審議すること		
山形県青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議し、施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること並びにこれらの事項に関し、知事及び関係行政機関に対し意見を述べること	女性青少年政策室	に改
山形県青少年保護審議会	知事の諮問に応じ、有害興行、有害図書類、有害広告物及び有害特定がん具類の指定等について調査審議すること		
山形県男女共同参画審議会	男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること		

め、同表山形県障害者施策推進協議会の項中「第27条第2項」を「第26条第2項」に改め、同表中

「各保健所」を「村山保健所及び庄内保健所各保健所」に、「商業振興課」を「商業経済交流課」に改める。

第200条第1項の表中

危機管理監	総務部	上司の命を受けて危機管理に関する事務を掌理する。	を
-------	-----	--------------------------	---

危機管理監	総務部	上司の命を受けて危機管理に関する事務を掌理する。
改革推進監	総務部	上司の命を受けて行財政改革に関する事務を掌理する。

に改

め、同表課長補佐の項中「関する」を「冠する」に改め、同表中

課内室

を

女性青少年政策室  
及び課内室

に改め、同条第2項中「課内室に」を「室(課内室を含む。)に」に改め、同項の表業務

名を冠する主幹の項中「課内室」を「室」に改め、同表中主任専門技術員の項から林業専門技術員の項までを削り、同条第3項の表中

巡視長	上司の命を受けて庁内の警備及び保全業務並びに当該業務従事職員の指導業務に従事する。
副巡視長	巡視長を補佐し、並びに庁内の警備及び保全業務に従事する。

を

主任巡視	上司の命を受けて庁内の警備及び保全業務並びに当該業務従事職員の指導業務に従事する。
------	---

に改める。

第201条第1項の表所長の項中「、総長」及び「農業技術センター、」を削り、同表総長の項を削り、同表場長の項中「農業試験場、砂丘地農業試験場、園芸試験場、養豚試験場、」を削り、

工業技術センターの試験場

を

工業技術センターの試験場及び農業総合研究センターの試験場

に改め、同表支場長の項中

農業試験場庄内支場

を

農業総合研究センターの試験場の支場

に改め、同表副所長の項中「大阪事務所」を「大阪事

務所、農業総合研究センター」に改め、同表中

副総長	農業研究研修センター	総長を補佐し、出先機関の事務を整理する。
副場長	農業試験場、砂丘地農業試験場、園芸試験場、養豚試験場、水産試験場及び内水面水産試験場	場長を補佐し、出先機関の事務を整理する。

を

副場長	水産試験場及び内水面水産試験場	場長を補佐し、出先機関の事務を整理する。
	農業総合研究センターの試験場	場長を補佐し、場の事務を整理する。

に改

め、同表副支場長の項中

農業試験場の支場

を

農業総合研究センター  
農業生産技術試験場庄内支場

に改め、同表副部長の項を削

り、同表科長の項中「農業研究研修センター」を「農業総合研究センター」に改め、同表参事の項を削り、同表事務局長の項中「及び産業技術短期大学校庄内校」を「、産業技術短期大学校庄内校及び農業大学校」に改め、同表

課長補佐の項中「、地域保健予防課」を削り、「最上総合支庁保健福祉環境部環境課及び」を「最上総合支庁」に、「保健福祉環境部環境課、」を「保健福祉環境部」に改め、「、産業経済部産地研究課」を削り、「、生活衛生課及び環境課を除く。）」を「及び建設部荒沢ダム管理課を除く。）」及び福祉相談センターの地域指導課」に改め、同表室長補佐の項中

「村山総合支庁産業経済部産業経済総務課産業企画室、最上総合支庁保健福祉環境部保健企画課生活衛生室、置賜総合支庁産業経済部産業経済総務課産業企画室並びに庄内総合支庁総務企画部企画振興課公益のふるさと創り推進室及び産業経済部産業経済総務課産業企画室	を	「村山総合支庁総務企画部総務課出納室及び産業経済部農業技術普及課産地研究室、最上総合支庁保健福祉環境部保健企画課生活衛生室及び産業経済部農業技術普及課産地研究室並びに庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室	に改め、同条第2項の表中
--	---	--	--------------

主任専門講師 主任専門指導員	上司の命を受けて高度の職業訓練指導業務を処理する。	を
-------------------	---------------------------	---

主任専門指導員	上司の命を受けて高度の職業訓練指導業務を処理する。	に、
---------	---------------------------	----

主任専門改良普及員 専門改良普及員 改良普及員	を	主任専門普及指導員 専門普及指導員 普及指導員	に、
-------------------------------	---	-------------------------------	----

水産業専門改良普及員 水産業改良普及員 主任専門林業改良指導員 専門林業改良指導員 林業改良指導員	を	専門水産業普及指導員 水産業普及指導員 主任専門林業普及指導員 専門林業普及指導員 林業普及指導員	に改める。
---	---	---	-------

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(山形県主要農作物原種配布規則の一部改正)
- 山形県主要農作物原種配布規則(昭和32年6月県規則第33号)の一部を次のように改正する。  
第6条第2項中「山形県立農業試験場長」を「山形県農業総合研究センター所長」に改める。



(山形県立農業試験場種苗及び有用菌配布規則の一部改正)

- 3 山形県立農業試験場種苗及び有用菌配布規則(昭和32年6月県規則第34号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

山形県農業総合研究センター種苗及び有用菌配布規則

第1条中「山形県立農業試験場(以下「試験場」という。)」を「山形県農業総合研究センター」に改める。

第2条中「試験場」を「山形県農業総合研究センター」に改める。

- 第4条中「試験場長に」を「山形県農業総合研究センター所長(以下「所長」という。)」に改め、同条第3号中「試験場長」を「所長」に改める。

第5条から第7条までの規定中「試験場長」を「所長」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「山形県立農業試験場長  
氏 名 殿」を

「山形県農業総合研究センター所長 殿」に、「山形県立農業試験場種苗及び有用菌配布規則」を「山形県農業総合研究センター種苗及び有用菌配布規則」に改める。

(技能労務職員に関する規則の一部改正)

- 4 技能労務職員に関する規則(昭和33年4月県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項中「農業研究研修センター」を「農業総合研究センター」に改める。

(山形県立園芸試験場種苗配布規則の一部改正)

- 5 山形県立園芸試験場種苗配布規則(昭和42年3月県規則第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県農業総合研究センター農業生産技術試験場種苗配布規則

第1条中「山形県立園芸試験場(以下「園芸試験場」を「山形県農業総合研究センター農業生産技術試験場(以下「試験場」に改める。

第2条中「園芸試験場」を「試験場」に改める。

第4条中「別記様式第1号」を「別記様式」に、「園芸試験場長の」を「試験場の長(以下「試験場長」という。)の」に、「園芸試験場長に」を「試験場長に」に改める。

第5条から第7条までの規定中「園芸試験場長」を「試験場長」に改める。

別記様式第1号中「山形県立園芸試験場長  
氏 名 殿」を「山形県農業総合研究センター農業生産技術試験場長 殿」

に、「山形県立園芸試験場種苗配布規則」を「山形県農業総合研究センター農業生産技術試験場種苗配布規則」に改め、同様式を別記様式とする。

(山形県種畜等配布規則の一部改正)

- 6 山形県種畜等配布規則(平成7年1月県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「山形県農業研究研修センター及び山形県立養豚試験場」を「山形県農業総合研究センター畜産試験場及び同畜産試験場養豚支場」に改める。

別記様式中「山形県農業研究研修センター総長  
山形県立養豚試験場長」を「山形県農業総合研究センター畜産試験場長  
山形県農業総合研究センター畜産試験場養豚支場長」

に改める。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第36号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則(昭和41年3月県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「総務部危機管理室消防防災課」を「総務部危機管理室総合防災課」に改め、同条第11号中「文化環境部文化振興課」を「文化環境部女性青少年政策室」に改め、同条第15号を次のように改める。

(15) 文化環境部学術振興課において処理する県史に関する資料の収集、保存及び管理に関する事務

別表第15項中「山形市十日町一丁目6番6号」を「山形市緑町一丁目9番30号」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

## 山形県訓令第6号

中  
機 関  
出 先

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県消防職員服制の一部改正)

第1条 山形県消防職員服制(昭和26年12月県訓令第39号)の一部を次のように改正する。

第2条中 「消防防災課長」を「総合防災課長」に、「総務課長」を「総務課長」に改める。  
「消防防災課職員」を「総合防災課職員」を「総務課防災安全主幹」

「消防防災課長」を「総合防災課長」に改める。  
別図胸章の項中 「総合支庁総務企画部次長」を「総合支庁総務課長」に、  
「総合支庁総務課長」を「総合支庁総務課防災安全主幹」

「消防防災課課長補佐」を「総合防災課課長補佐」に、  
「総合支庁総務課課長補佐」を「総合支庁総務課課長補佐」に、  
「総合支庁総務課消防防災専門員」を「総合支庁総務課防災安全専門員」

「消防防災課主査」を「総合防災課主査」に、「消防防災課係長」を「総合防災課係長」に、「消防防災課及び」を「総合防災課及び」に改め、同図帽帯の項中「消防防災課長」を「総合防災課長」に、「総合支庁総務企画部総務課長」を「総合支庁総務企画部総務課長、総合支庁総務企画部総務課防災安全主幹」に、「消防防災課課長補佐」を「総合防災課課長補佐」に、「総合支庁総務企画部総務課消防防災専門員」を「総合支庁総務企画部総務課防災安全専門員」に改める。

(山形県職員日額旅費支給規程の一部改正)

第2条 山形県職員日額旅費支給規程(昭和33年5月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

別表第5号を削り、同表第6号中「農業研究研修センター畜産研究部」を「農業総合研究センター畜産試験場(養豚支場を除く。)」に改め、同号を同表第5号とし、同表中第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

(農村地域工業等導入推進協議会規程の一部改正)

第3条 農村地域工業等導入推進協議会規程(昭和46年11月県訓令第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「消防防災課長」を「総合防災課長」に、「商業振興課長」を「商業経済交流課長」に、「河川課長」を「河川砂防課長」に改める。

(山形県職務育成品種に関する規程の一部改正)

第4条 山形県職務育成品種に関する規程(昭和59年5月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「置賜総合支庁産業経済部農業技術センター、農業試験場、農業研究研修センター、砂丘地農業試験場、園芸試験場」を「総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室、農業総合研究センター」に改める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第7号

庁 中  
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 4月 1日

山形県知事 齋 藤 弘

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年 4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 山形県交通安全対策会議の項充てる職の欄中「消防防災課長」を「総合防災課長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

山形県国民保護協議会	委 員	副知事 出納長 各部長 危機管理監
	幹 事	各部の主幹課長 総務部危機管理室生活安全調整課長 総務部危機管理室総合防災課長 出納局総務課長

別表第1 山形県防災会議の項充てる職の欄及び山形県石油コンビナート等防災本部の項充てる職の欄中「総務部危機管理室消防防災課長」を「総務部危機管理室総合防災課長」に改め、同表中

「

各保健所結核診査協議会	委 員	各保健所長	を
	幹 事	各保健所の地域保健予防課長	
	書 記	各保健所地域保健予防課の感染症予防係長（最上保健所にあつては、感染症予防・健康増進係長）並びに感染症予防係の主事及び技師	

」

「

村山・置賜結核診査協議会	幹 事	村山保健所及び置賜保健所の地域保健予防課長	に改め、同表
	書 記	村山保健所地域保健予防課の感染症予防主査及び感染症予防係の主事 置賜保健所地域保健予防課の感染症予防主査及び感染症予防担当の主事	
最上・庄内結核診査協議会	幹 事	最上保健所及び庄内保健所の地域保健予防課長	
	書 記	最上保健所地域保健予防課の保健主査 庄内保健所地域保健予防課の感染症予防主査及び感染症予防担当の主事	

」

山形県農業共済保険審査会の項充てる職の欄中「金融共済の業務を担当する課長補佐」を「及び金融共済の業務を担当する課長補佐」に改め、同表山形県開発審査会の項充てる職の欄中「土木部都市計画課の課長、」を「土木部の都市計画課の課長及び」に、「同部建築住宅課長」を「建築住宅課長」に改め、同表山形県水防協議会の項充てる職の欄中「総務部危機管理室消防防災課長」を「総務部危機管理室総合防災課長」に改め、同表建築審査会の項充てる職の欄及び山形県建築士審査会の項充てる職の欄中「住宅指導」を「建築指導」に改める。

別表第2 総合支庁の項の次に次の3項を加える。

村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室	室長補佐	農業総合研究センター農業生産技術試験場総務課長
	庶務係長	農業総合研究センター農業生産技術試験場庶務係長
	主 事	農業総合研究センター農業生産技術試験場主事
最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室	室長補佐	農業大学校総務課長
	総務主査	農業大学校総務主査
	庶務係長	農業大学校庶務係長
	主 査	農業大学校主査
	主 事	農業大学校主事
福祉相談センター	最上地域指導主幹	最上総合支庁保健福祉環境部福祉課長
	置賜地域指導主幹	置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課長
	課長補佐(地域指導担当)	最上総合支庁保健福祉環境部福祉課及び置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課の課長補佐

別表第2 庄内児童相談所の項中

栄 養 士	鶴岡乳児院栄養士
主任調理師	鶴岡乳児院主任調理師
調 理 師	鶴岡乳児院調理師

を

栄 養 士	鶴岡乳児院主任栄養士
主任調理師	鶴岡乳児院主任調理師
調 理 師	鶴岡乳児院調理師
医 師	福祉相談センター副所長(医療担当)

に改め、同表高度技術研究開発センターの

項中

主 事	工業技術センター主事
-----	------------

を

主 査	工業技術センター主査
主 事	工業技術センター主事

に改め、同表中

農業大学校	校長	農業研究研修センター副総長(教育担当の副総長に限る。)
	副校長	農業研究研修センター教育研修部長及び教育研修主幹
	総務課長	農業研究研修センター総務企画部長
	総務企画専門員	農業研究研修センター総務企画専門員
	総務主査	農業研究研修センター総務主査
	庶務係長	農業研究研修センター庶務係長
	主事	農業研究研修センター主事
農業研究研修センター	教育研修専門員	農業大学校教授
	教育研修主査	農業大学校助教授
	主査	農業大学校主任指導員
	技師	農業大学校指導員
養豚試験場	総務課長	砂丘地農業試験場総務課長
	庶務係長	砂丘地農業試験場庶務係長
	主事	砂丘地農業試験場主事

を

農業総合研究センター畜産試験場	総務課長	農業大学校総務課長
	総務主査	農業大学校総務主査
	庶務係長	農業大学校庶務係長
	主査	農業大学校主査
	主事	農業大学校主事
農業総合研究センター畜産試験場養豚支場	総務専門員	庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室室長補佐
	庶務係長	庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室庶務係長
	主事	庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室主事

に改め、同表

農業試験場総務課長
農業試験場総務主査

病虫害防除所の項中

農業試験場主査
農業試験場主事
農業試験場庄内支場総務課長
農業試験場庄内支場総務主査

を

農業総合研究センター総務課長
農業総合研究センター総務主査
農業総合研究センター主査
農業総合研究センター主事
農業総合研究センター農業生産技術試験場庄内支場総務課長
農業総合研究センター農業生産技術試験場庄内支場総務主査

に改める。

別表第3村山農業改良普及センターの項、最上農業改良普及センターの項、置賜農業改良普及センターの項、庄内農業改良普及センターの項及び置賜総合支庁産業経済部農業技術センターの項を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。